

2019年10月1日

各位

株式会社 関西みらい銀行  
株式会社 み な と 銀 行

**「キャッシュレス・消費者還元事業」の決済事業者登録完了について**

関西みらいフィナンシャルグループの関西みらい銀行（社長 菅 哲哉）、みなの銀行（頭取 服部 博明）は、経済産業省が推進する「キャッシュレス・消費者還元事業※」の決済事業者（キャッシュレス発行事業者）として登録が完了いたしましたので、お知らせいたします。

本日以降、お近くの対象店舗で両銀行の対象決済サービスを使ってお支払いいただいたお客さまには、対象金額の5%（フランチャイズチェーン傘下の店舗は2%）を還元いたします。

関西みらい銀行とみなの銀行は、今後もより良い商品・サービスのご提供を通じて、地域社会の発展に貢献してまいります。

※ 2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策としてキャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等を支援する事業

**【「キャッシュレス・消費者還元事業」に対応した当社グループのサービス概要】**

事業期間	2019年10月1日～2020年6月30日
対象の決済サービス	(関西みらい銀行) りそなデビットカード、りそなデビットカード<JMB>、J-Debit
	(みなの銀行) J-Debit
還元内容	対象店舗でご利用いただいた場合にお取引金額の5%還元 (フランチャイズチェーン店舗は2%還元)

＜ご留意事項＞

- ・本リリースに記載されたサービス名は各社の商標または登録商標です。
- ・本リリースに記載された内容は2019年10月1日現在のものです。その後予告なしに変更されることがあります。

以上